

会計監査人候補者の選定について（募集公告）

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条第1項の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は農林水産大臣が行いますが、選任にあたっては、当農研機構が会計監査人の候補者名簿を農林水産大臣に提出し、その選任を求めることが必要とされています。

このため、令和8年度から令和14年度までの任期で当農研機構の会計監査人を希望する監査法人又は公認会計士の方から提案書を募集いたします。つきましては、「提案書の記載事項」をご参照の上、提案書を下記によりご提出下さい。

記

1. 提案書の提出期限
令和8年5月12日（火）まで必着。（持参可）
2. 提出先
〒305-8517 茨城県つくば市観音台3-1-1
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本部管理本部総務部総務課
3. 提案書の部数
11部（監査費用見積書は正本1部）
4. その他
 - ① 提案書の作成にあたっては、農研機構ウェブサイトの法定公開情報を参考にして下さい。ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡下さい。
 - ② 応募者からの質問とその回答のうち重要なものについては、公正を期するために他の応募者にも連絡いたします。
 - ③ 会計監査人候補者の選定は、以下の手順で行います。
（ア）提出された提案書について選定委員会において審査いたします。
（イ）審査終了後、審査結果及び選定基準を公表します。
※プレゼンテーションについて、必要に応じて開催する可能性があります。
 - ④ 参考資料として、当機構の概要等を配布しますので、下記お問い合わせ先までご連絡願います。
 - ⑤ 会計監査人の任期は、独立行政法人通則法第42条により、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表の主務大臣の承認日までとなります。
 - ⑥ 本公募に基づき選定された者は、令和14年度までの7事業年度で農林水産大臣に推薦することを予定しています。ただし、会計監査人は、毎年度農林水産大臣が選任すること及び会計監査契約は毎年度締結することから、継続されないことがあります。
5. お問い合わせ先
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本部管理本部総務部総務課
担当者：勝田（電話 029-838-8482）